

諮問番号：令和 6 年度諮問第 6 号

答申番号：令和 7 年度答申第 3 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

葛飾区長（以下（処分庁）という。）が行った情報一部公開決定処分（令和 5 年 5 月 1 日付け 5 葛子施第 156 号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）について、処分庁が審査請求人に一部開示した文書の特定については妥当であるが、審査請求人が開示すべきとした部分は、開示すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

令和 4 年 6 月 16 日、審査請求人は、処分庁に対し、下記の文書の情報公開請求を行った。

記

- 1 令和 4 年 6 月に開催された庁議の会議録
- 2 私立認可保育所に対する（パートの保育士を雇った際の）補助金の算定誤りについて、区長に報告した資料及び報告内容一式（メモを含む）
- 3 私立認可保育所に対する（パートの保育士を雇った際の）補助金の算定誤りについて、誤支給額（概算額を含む）を計算した資料一式（メモを含む）
- 4 私立認可保育所から（パートの保育士を雇った際の）補助金の算定誤りについて、連絡、相談などの受付関連資料一式（メモを含む）
- 5 今まで明らかになっている誤支給、誤送金、誤認定案件の件数、金額および回収件数、回収金額の関連資料一式のうち、現在区が保有している文書

本件情報公開請求は複数の課にまたがる請求だったため、各課がこれに対応したが、そのうち 2 から 4 までの情報として、令和 4 年 6 月 29 日、処分庁（子育て支援部）は、葛飾区情報公開条例（以下、「条例」という。）第 7 条の規定により情報公開決定（以下、「旧処分」という。）を行い、同日付で情報公開決定通知書（4 葛子子第 618 号）により審査請求人に通知した。

審査請求人は、開示された情報以外の情報があるとして、旧処分の取消しを求めて、令和 4 年 8 月 10 日、旧処分を取消し、本件情報公開請求の対象であるすべての情報の公開の決定をするよう求める審査請求を提起した。

処分庁は、令和 5 年 5 月 1 日、旧処分を取り消し、旧処分における開示情報に加えて、「補助金の算定相違額の計算表のうち、保育園名の記載があるもの」を開示情報とするとともに、同文書の保育園名を、条例第 9 条第 3 号アに該当するとして、条例第 7 条第 1 項に基づき情報一部公開決定を行い（以下、「本件処分」という。）、同日付け

で、情報一部公開決定通知書（５葛子施第 156 号）により審査請求人に通知した。

審査請求人は、令和 5 年 6 月 16 日、本件情報公開請求の対象となるすべての情報を開示する決定を行うよう求めるとともに、被覆された情報についても開示するよう求める審査請求を提起したものである。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- （１）誤支給額が 5 億円という重大な事件について、区が持っている資料がこれだけとはどう考えても不自然である。対応策を検討するには、事前に多くの資料がなければ検討できないはずである。

令和 4 年 6 月 1 6 日時点で区が保有するすべての資料の公開を求める。

- （２）本件処分により一部公開された資料は日付がなく、園名も黒塗りであり、到底納得できない。

2 処分庁の主張の要旨

- （１）令和 4 年 6 月 6 日頃より、様式を統一して集計及び資料作成を始めており、ほかの様式では作成していなかった。従前の資料は随時廃棄の取扱いとしており、本件処分に係る情報が、本件情報公開請求の対象となる情報のすべてである。

- （２）保育園名を被覆した理由は、誤支給が区に原因があったにもかかわらず、各保育園が受け取るべきではない金員を受領したという事実により、保育園は保護者からの信頼を著しく損なうことにつながるためである。現に区は、補助金返還による経営への負担が保育サービスの質の低下や安全確保への影響をおよぼすことにつながるとの声や、算定相違額の受領について保育園側の落ち度と誤解し糾弾する声を、ホームページからのご意見や区長へのはがきとして、複数受け取っている。こうしたことから、健全な運営を行っている施設であっても、保育園名の公開により転園の希望や入園の忌避が生じる。これは保育園の経営に直結する明らかな不利益であり、条例第 9 条第 1 項第 1 号アに該当すると判断したものである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和 6 年 7 月 9 日	諮問書の受理
令和 6 年 12 月 3 日	審議
令和 7 年 2 月 14 日	審議
令和 7 年 4 月 8 日	審議

第 5 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本

件開示文書以外の文書が存在したと認められるか（以下「争点 1」という。）、及び、保育園名が条例第 9 条第 3 項の法人不利益情報に該当するか（以下「争点 2」という。）である。

2 争点に対する判断

（1）争点 1 について

処分庁は、令和 4 年 6 月 6 日頃より、様式を統一して集計及び資料作成を始めており、ほかの様式では作成していなかった。従前の資料は随時廃棄の取扱いとしており、本件処分に係る情報が本件情報公開請求の対象となる情報のすべてである、と主張している。

本件開示文書以外の文書の有無について、当審査会事務局職員をして処分庁に確認させたところ、処分庁は、情報公開請求日である令和 4 年 6 月 16 日時点で開示文書以外の文書を保有していないこと、また、誤支給が発生した経緯や原因を調査した書類や令和 4 年 6 月 8 日に区長及び副区長が出席したとされる経営者会議の会議資料や議事録等も保有していない旨を回答している。

また、区長及び副区長のスケジュールを把握している総務部秘書課においても、令和 4 年 6 月 8 日に経営者会議が開催されたことを把握していないこと等から、処分庁が本件開示文書以外の文書を保有しているとは認められない。また、処分庁が主張する、様式を統一して文書を作成していたことや従前の資料は随時廃棄していたことについても、特段問題があるとはいえない。

したがって、処分庁において、本件開示文書以外の文書を保有しているとは認められない。

（2）争点 2 について

処分庁が非公開とした情報は保育園名であるが、これについて処分庁は、保育園名が公開されると、保育園が故意に不正に行ったのではないにも関わらず、あたかも不正を行った園であるかのように見えることで、健全な運営を行っている施設であっても、保育園名の公開により転園の希望や入園の忌避が生じ、施設の経営に直結するため、条例第 9 条第 1 項第 1 号アにあたる当該法人に明らかな不利益を与える情報に当たると主張している。

しかしながら、条例第 9 条第 1 項第 1 号アは、公開することにより「明らかに」不利益を与えると認められる情報と規定していることからすれば、当該情報が公開されることにより、法人の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人に具体的に不利益を与えることが一見して明白である場合をいう、と解するのが相当である。

そして、情報が開示されることにより、事業者等の正当な利益が具体的に侵害されるかどうかは、当該情報の内容によっても異なるが、一般にその判断は、当該情報の内容・性質をはじめとして、本件事業者等の事業内容、当該情報が事業活動等においてどのような意味を有しているか等の諸般の事情を総合してなされるべきと解するのが相当である。

これを本件についてみると、資料を開示してわかるのは、各保育園の平成 30 年度から令和 3 年度までの補助金支給済額、再決定額及び相違額のみであり、事業者の

競争上及び事業運営上の地位が侵害されるものとまでは言えない。

また、今回の誤支給の主な原因は、区が作成した補助金の支給事務に使用する様式に誤りがあったためであり、また誤支給が発生した保育園は区内保育園の８割に達していることなどから考えても、誤支給が発生した園から転園を希望する利用者や入園を忌避する入園希望者が発生する可能性はかなり低いと考えられる。

以上から、保育園名は、条例第９条第３号アが規定する非公開情報、すなわち法人等に関する情報で、公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報に該当するとはいえない。

3 審査庁による審理手続について

本件審査請求に係る審査庁による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

4 結論

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明